

令和8年第1回 飯塚市議会会議録第2号

令和8年1月27日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第2日 1月27日（火曜日）

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 4号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））
- 2 議案第 5号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号））
- 3 議案第 6号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号））
- 4 議案第 7号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号））
- 5 議案第 8号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号））
- 6 議案第 9号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号））
- 7 議案第10号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号））
- 8 議案第11号 専決処分の承認（飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）
- 9 議案第12号 専決処分の承認（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第13号 専決処分の承認（飯塚市手数料条例の一部を改正する条例）
- 11 議案第14号 専決処分の承認（飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）
- 12 議案第15号 専決処分の承認（飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）
- 13 議案第16号 専決処分の承認（飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例）
- 14 議案第17号 専決処分の承認（飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 15 議案第18号 専決処分の承認（飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例）
- 16 議案第19号 専決処分の承認（飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例）
- 17 議案第20号 専決処分の承認（飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例）
- 18 議案第21号 専決処分の承認（飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例）
- 19 議案第22号 専決処分の承認（財産の譲渡（太郎丸二区集会所建物））
- 20 議案第23号 専決処分の承認（財産の無償貸付け（ふれあい広場））
- 21 議案第24号 専決処分の承認（土地の処分（飯塚市鯉田字黒岩））
- 22 議案第25号 専決処分の承認（土地の処分（栗尾工業団地南側））
- 23 議案第26号 専決処分の承認（指定管理者の指定（飯塚市健康の森公園体育施設））
- 24 議案第27号 専決処分の承認（指定管理者の指定（街なか子育てひろば））
- 25 議案第28号 専決処分の承認（指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか））
- 26 議案第29号 専決処分の承認（指定管理者の指定（飯塚立体駐車場））
- 27 議案第30号 専決処分の承認（市道路線の認定）

第2 署名議員の指名

第3 閉会

○会議に付した事件

第1 議案の補足説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第 4号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））
- 2 議案第 5号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号））
- 3 議案第 6号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号））
- 4 議案第 7号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号））
- 5 議案第 8号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号））
- 6 議案第 9号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号））
- 7 議案第10号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号））
- 8 議案第11号 専決処分の承認（飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）
- 9 議案第12号 専決処分の承認（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）
- 10 議案第13号 専決処分の承認（飯塚市手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。

議事進行についてお願いがございます。本日、残っている議案が27本ございます。市長が公務のため、本日、夕方、移動されますので、本日の本会議は定刻の16時までしかできません。質問者及び答弁者におかれましては、簡明な発言と議事進行への協力をお願いいたします。

「議案第4号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

「議案第4号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。「専決第37号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「令和7年12月23日専決」と記載しております令和7年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に4億359万9千円を追加して869億202万9千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費、児童措置費の物価高対応子育て応援手当支給事業では、支給対象者の児童に対し、1人当たり2万円を支給するため、4億246万9千円を計上いたしております。

繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予算書の8ページに物価高対策事業費と書いてあります。4億246万9千円。まず、支給対象者の考え方をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

支給対象者は、令和7年9月30日時点での0歳から高校生年代までの児童手当支給対象児童を養育する父母等となりますが、対象児童には令和7年10月以降、令和8年3月31日までに生まれた新生児も含まれるものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この金額について説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回支給する2万円でございますけれども、制度上、国が定めたものであり、物価高に直面する家計の直接的な負担軽減額として決定された金額と認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この2万円というのは、国はどのような考え方だったのでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

繰り返しの答弁になりますけれども、国が制度上定めたものでございまして、物価高に直面する家計の直接的な負担軽減額として決定された金額と認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の2万円なんだけど、国は軽減するに当たって、「こういう考え方で2万円」というものを示していないんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するものとされております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国がなぜ2万円としたかについては、飯塚市は分からないということですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

詳細については、把握できておりませんが、物価高に直面する家計の直接的な負担軽減額として決定された金額と認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

2万円は助かるわけですが、国がどういう考え方で2万円にしたのかによっては、これは国がお金を出しますので、国はお金を出した分だけ支給してくださいという事業なんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

そのとおりで認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは飯塚市が、福祉を応援する財源はあると思うんだけど、これに上乗せして出すというようなことは、制度上できないんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回、物価高対応子育て応援手当に関しましては、2万円の支給というところで決定しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは国がでしょう。飯塚市として上乗せをして出すというのは、制度上、無理なんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

その上乗せ分に関しましては、今回は検討のほうはしておりません。

○議長（江口 徹）

上乗せをしてもいいのかどうか。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回の応援手当に関しましては、2万円で決定しておりますので、上乗せ分に関しましては、別事業として対象となるものかと認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

別事業を何か検討していることがあるんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今の時点では、この応援手当の上乗せ分に関しましては、検討はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは上乗せ可能なんじゃないんですか、この制度上。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

この応援手当に関しましては、今回の分は2万円ということで決定しており、上乗せ分になりますと、別途対象事業で支給することは可能かと認識しております。

○議長（江口 徹）

ということは、できないということ。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

検討のほうは今のところはしておりません。

○議長（江口 徹）

検討ではなくて、制度として、できるかできないか。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

国の制度ではなく、市の独自事業としての追加の加算というのは可能かと認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の支出金を財源にということなんだけど、10分の10でやるんだけど、これに上乗せができたのではないのかなというふうにも思ったんですね。そもそも、その必要があるかどうかということが、金額の根拠としては考えられたのではないかと思うんですけど。

それで、この間、子育て応援という点でいえば、国の事業、それから飯塚市独自の事業もありました。それで、その効果がどうであったかというふうにも思うわけです。そこで、関係資料を要求したいと思いますので、取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

川上議員、関係資料では分かりませんので、具体的に何が欲しいのか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

同種の事業を実施して、実施の実績と評価などが分かる、そういう資料を。他市町村も分かるようになっているでしょう。他市町村は入ってなかった。それは取り消しましょう。もう用意してもらっていますので。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求があった資料は、提出できますか。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

提出いたします。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

要求のありました資料についてはサイドボックスに準備しておりますので、ご確認ください。

どうぞ川上議員、質疑がございましたら。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料ありがとうございます。せっかくですので、説明してもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

事業の概要になりますけれども、支給対象が令和7年9月分の児童手当受給者となっておりますけれども、令和8年3月31日までに生まれた児童まで含まれるものでございます。支給金額は、児童1人当たり2万円、対象児童は令和8年3月31日までに生まれた児童も含み1万9800人を見込んでおります。

2の支給時期の見込みにつきましては、令和7年度の支給見込みは、対象児童1万7680人、3億5360万円。令和8年度の支給見込み対象児童2120人、4240万円を見込み、繰越明許費として計上しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

参考資料というところがありますね。「参考」と書いたところがありますでしょうか。令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、これは事業費としては幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

1人当たり1万円の給付になりますので、対象児童数1万7070人、1億7070万円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを聞いたのは、ほかに事務経費もあったのかなと思って聞いたんですけど。これはありがとうございました。

この評価、国事業と書いていますけど、この評価について、何か飯塚市としてまとめたり、あるいは国に報告したりというようなことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

特に評価をしたり、国に報告したりというところはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは過去の話ですよ、令和2年度のと看、国からそれを求められたり、したことはないんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

支給に関しましての実績報告書は提出しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのとき、児童1人当たり1万円でしょう。実績を報告しているんでしょうけど、その評価を求められたりはしていないんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

特に評価を求められているものはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回は、その実績報告、評価などについての報告は求められていないんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

現在のところ、求められているものはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和2年のときは所得制限ありとなっておりますよね。今回はないでしょう。これはどういう事情か、分かりますか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

令和2年度に関しましては、児童手当制度に関しての所得制限がございましたけれども、令和7年度、今回支給する分に関しては、児童手当の制度に関しまして所得制限が撤廃されておりますので、今回、「所得制限なし」という記載をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国事業と書いてありますが、飯塚市事業として、新型コロナウイルスのときに応援のお金を出したことがあるでしょう。それはどういう内容でしたか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今、手持ちの資料がございませんので、1件報告できるものは、令和2年度のひとり親世帯臨時特別給付金に関しては、今、手持ちの資料で認識しているものがございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのとき生活保護受給世帯は、対象になっていましたか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

そのときは対象外になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の2万円の支給については、生活保護受給世帯はどうなりますか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回の支給に関しましては、対象となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の事業で、生活保護受給世帯あるいは受給者を対象から外したことがありますか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

国の制度を利用して支給した分に関しましては、生活保護受給者の方は対象になっていると認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の同一趣旨、目的の、新型コロナウイルス物価高騰対策の違いはあるけれども、お金を支給する事業においては、生活保護世帯は除外したことはないと思います。飯塚市は、今は除外しないような方向で実績があると思うけど、先ほど紹介されたときは生活保護世帯を除外したんですよ。違いますかね。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

先ほど報告しました分に関しましては、対象外となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

さっき聞きましたね。そのときの除外された世帯と、本来受け取るべき金額の総額は幾らか、今、確認できないでしょう。

○議長（江口 徹）

川上議員、今の質問については議題外と考えるので、議題内での質問をお願いいたします。

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1400万円くらい、最低限の生活で暮らしていて、新型コロナウイルスの関係などで生活が逼迫したことがもう明らかな世帯に対して、それほどの金額を支給しなかったわけですから、それについて、十分な反省をずっと求めてきていたんだけど、今回いい機会なので、反省をちょっと述べてもらいたいと思います。

○議長（江口 徹）

川上議員、議題外と考えるので、別の質問をお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁できないですか、ここで。

○議長（江口 徹）

議題外の質問だと思いますので、質問を変えてお願いいたします。質疑を変えてお願いします。

（発言する者あり）答弁させませんので、別の質問をお願いいたします。（発言する者あり）どうぞ次の質問をお願いいたします。（発言する者あり）11番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから注意していますので、次の質問をお願いいたします。

○11番（川上直喜）

総合福祉システム改修委託料が57万2千円出ています。これはどこに委託するんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

改修の委託に関しましては、行政システム九州株式会社に委託することになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう理由ですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回、児童手当受給者とされている給付に関しまして、既存システムの改修を伴うことから、委託をすることとなっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

受付等業務委託料273万1千円。これは、どこに、どういうふうに委託するのでしょうか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

電話対応、申請受付、入力業務等の受付業務の委託に関しましては、株式会社プラスアドグループ飯塚OFFICEに委託するようになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、どこの、どういう会社ですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

株式会社プラスアドグループ飯塚OFFICEは飯塚市本町7-26、第1バニーズビルにオフィスがある事業所となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

株式会社と言われましたか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

株式会社プラスアドグループ飯塚OFFICEとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、名前をおっしゃったんだけど、そこにもう発注しているわけですね。もう委託契約を結ん

でいるんですね。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

委託のほうを締結しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和7年12月18日に議会のほうが、本会議で議案質疑をやったので、審査が行き着かなかったんですね。令和7年12月18日でしょう、未審査で廃案になったのが。専決が令和7年12月23日なんですね。その後の今日までの流れを教えてくださいませんか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

12月議会には、契約のほうは、手当の関連の分は上程しておりませんので、12月議会が終わりまして、令和7年12月23日に専決を行ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは上程に至らなかったんですね、未審査どころではなかったわけですね、2件のうちの1件。

それで、契約はいつしたんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

国の補正予算の成立が令和7年12月16日でございます、それを受けて専決処分をしているところでございます。業務の契約は令和8年1月8日時点で契約のほうをしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年1月8日、木曜日。それで、ここと契約を結ぶに至った経過を聞かせてもらっていいですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

12月議会に上程するいとまがなく、専決処分のほうをしていただきまして、物価高の影響が長期化している中、できるだけ速やかに住民の皆様にお届けできるよう、国からも年度内の支給を推奨されており、今回、随意契約で締結のほうをしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市議会が12月定例会で、あのようなありさまになったので、議長も反省しているというようなことを述べたことが、非公式の議会運営に関する協議の場で述べただけで、これは常任委員会がきちんとしておれば上程もできたし、審査もきちんと終わっていたと思います。それは申し訳なかったと思います。

それで、今お聞きしたのは、その会社に委託するに至る、この会社との関係を聞いたんです。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

根拠法令に関しましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号に基づきまして、本事業の緊急性、重要性が高まっている中で、競争入札による実施では受託先の人員の募集等の支障が生じることもあり、緊急の人員体制の整備を図ることが可能であり、過去に同様の案件での本市の委託実績がある。ほかの地方公共団体からの受注・受託実績が豊富である。本市での受注・受託実績が豊富である。また、当該業務に密接に関連している住民税非課税世帯への臨時特別給付金申請受付等業務の受託事業者であり、業務内容に精通してノウハウを持っている等の理由から、相手方に対し随意契約を行ったものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その業務を受けることができる業者というのは、そこだけだったんですか。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、実績をお持ちで、本市からの受注・受託実績が豊富であるというところで、業者の選定を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この仕事をできる業者が何者かあって、その中からここと随意契約をしようと考えたのか、何者もなく、ここしかなかったということか、お尋ねしているんですけど。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

今回、緊急を要しましたことから、迅速に対応できる事業者として選定をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年1月8日契約と言われましたよね。市のほうで、この業者がいいなと思った日があるでしょう。随意契約の決裁を回した日があるでしょう。令和8年1月8日、木曜日に契約したんでしょう。どうしてその業者がよい——、ほかにもあったか、なかったかをおっしゃらないので、なぜここを選んだかが分からない。だから、さっき随意契約理由書に書くようなことをずっと答弁していただいたんですけども、なぜここなのかというのが見えてこない。皆さんのほうで、この業者を見つけたわけでしょう、名簿の中から。実績もありますよと。それはここだけだった

のかと。この仕事ができる実績のあるところが、市との関係で。ここ1者だったから、ここということになったのか。幾つかそれはあったんだけど、ここを選んだのか。また、ここを使ってくれというのが、政治家とかそうしたところから声がかかったのかと心配されないように答弁してもらいたいわけです。

○議長（江口 徹）

こども家庭課長。

○こども家庭課長（野見山真理）

ほかにも事業者のほうがございましたけれども、迅速に対応できる事業所がここだけというところで判断をしまして、随意契約のほうをしております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第4号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「議案第5号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

「議案第5号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。「専決第1号 令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「令和8年1月5日専決」と記載しております令和7年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、ふるさと応援寄附事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に22億5千万円を追加して、891億7022万9千円にするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、寄附金につきましては、収入状況を勘案しまして、ふるさと応援寄附金を15億円追加いたしております。繰入金ふるさと応援基金繰入金では、歳出予算に計上いたしておりますふるさと応援寄附事業費の財源として7億5千万円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費ふるさと応援寄附事業費では、頂いた寄附金に対する返礼品代等の経費7億5千万円を追加し、ふるさと応援基金管理費では、頂いた寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金に15億円を追加いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書7ページ、ふるさと応援寄附事業費22億5千万円のうちに、返礼品費4億5473万4千円があります。これについて説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

返礼品費でございますが、ふるさとを応援するということで、ふるさと納税制度をやっていく上で、寄附を頂いた一部が返礼品として寄附者の方にお返しをしているものでございまして、それにかかる返礼品の品代というものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内訳を教えてください。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

ふるさと納税にかかる上で50%以内の経費というものがございます。その中で、なおかつ返礼品代については30%以内という基準がございまして、現在、飯塚市の平均といたしましては、この中で寄附額の21%相当が返礼品代ということになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

21%。そこで、具体的にどういったものを、どのように返礼品として採用しているのか。このお金は誰のところに行くのかというのが知りたいんですが。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

返礼品の品代等の流れでございますが、まず、寄附をいただきまして、そこから市のほうで品物を発送するという事業を行っております。その中で、品代は当然事業者様のほうに商品を提供していただいておりますので、お支払いをする。それから以降の送料、そういったものは、市のほうで負担をしているという流れになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業者にお支払いするんだけど、その事業者というのは誰のことなんですか。品を生産している市内の事業者のことをおっしゃっているんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

まず、飯塚市のほうで返礼品を出すことを登録していただいた飯塚市内に事業所を有する事業者様になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全て飯塚市内に事業所を持ってあるところなんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

販売をしている事業者につきましては、飯塚市は市内に事業所を有することを要件として登録をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

返礼品その物も飯塚市で生産しているものではないんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

先ほどの分の補足になりますが、県の中で共通返礼品として取り扱っているものについては、当然、飯塚市内だけではございません。加工に関しましては、総務省の中の基準がございまして、飯塚市内で一定の付加価値、半分以上の付加価値を持っている物というものがございます。こういった要件を満たしている物につきましては、市外の工場等で加工した物、こういった物を取り扱っている状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

細かく質問する場面ですからね。市外で生産している物の金額的なボリュームとかいうのは分かりますか。市外のほうが実は多いんですと。市内で生産しているほうは少ないんですというようなことがないのか、その辺を聞きたいわけです。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

そのボリュームに関してをどういうふうにお伝えできるかというところがあるんですが、今、一番よく返礼品として選ばれているハンバーグ、これにつきましてはソース等を飯塚市内の事業者様のほうで製造していただいております、これが商品としての価値として、ソースのほうで過半の価値があるということでございますが、最終加工については市外のところで製造しております。こちらのハンバーグというものが、本市の寄附の中で多くを占めておりますので、最終的には先ほどの質問になりますと、市外で製造されているものが多く出ているという状況になろうかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

金額的にはボリューム感というのは、何割とかいうのが答弁できますか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

先ほど1つの例としてお答えさせていただきましたハンバーグでございますが、大体65%ぐらいを占めております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この返礼品を何にするかというのは、誰が決めるんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

返礼品の登録につきましては、まず、返礼品として登録をしたいという事業者様からご相談等

を受けます。その後に、総務省が全てにおいて審査を行っておりますので、この総務省の審査をクリアした物につきましては、返礼品として登録をしているという状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ポータルサイト等のほうで関与しているのかなと思ったんですけど、今のお話だと、登録希望者は飯塚市に申し込むんですか。そして、飯塚市はこれでよいかというのを、総務省に了承を求める。そういう流れなんですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日の丸を返礼品にしようとかいうことを考えたこともあるんですけど、それはやめたんですね。

それで、この通信運搬費は、飯塚市が事業者を支払うわけですか。どこに支払うわけですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

通信運搬費でございますが、商品を発送する事業者様として日本郵便も含まれておりますので、まず、こちらの支払いについては通信運搬費でお支払いをしております。また、寄附後に寄附者様のほうにお送りする郵便物、そういったもの等が含まれているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事務代行手数料（債務負担行為分）と書いてありますけど、8185万7千円。これは何ですか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

事務代行手数料につきましては、ふるさと納税の様々な事務を手伝っていただいているものでございまして、かなりの数の物流をさばくということで、現行の当課の体制では対応できない部分を外に出して、事務を代行していただいているものでございます。基本的な部分といたしましては、サイトの運営や配送の管理、ワンストップ特例の申請事務、受領証明書等の発行事務等を担っていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事務代行をしているのは法人なんですね。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

法人でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

何者ぐらいあるんですか。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

1者でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは契約は済んだと言いましたね。どこですか、相手は。

○議長 (江口 徹)

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

シフトプラス株式会社でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは、どういう会社なんですか。会社の概要とか分かりますか。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。あくまでも今回は、補正予算に関する専決処分の承認でございます。今の部分については、実際の予算の用途の部分になるかと思っておりますので、それについては決算等でやっていただくのが適切かと思っておりますので、その点も併せてご考慮ください。ここの部分まで答弁させます。特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長 (瓜生敦之)

やっている事業の内容といたしましては、ふるさと納税関連、行政関連のシステム開発等を行っている事業所でございます。現在はふるさと納税の代行業務等も広くやっている事業所でございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

このシフトプラス株式会社というのは、こういう仕事をするようになっている会社ですか。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。先ほど、そういった部分に関しては、どうぞ決算のほうでご質問くださいというお話をさせていただきました。質問を変えてお願いいたします。(発言する者あり) 事務代行手数料として8185万7千円の予算が上がっているんですが、この予算を立てたのが妥当かどうかという審議だと思われまますので、ぜひ質問を変えてお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これ聞いたら駄目なの。専決処分でもう執行しているんでしょう。契約も終わっているんですよ。名前を言ったんだから。その会社はこの仕事をする会社なのかと聞いているわけですよ。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますが、議題外と判断いたしますので、会議規則第51条第2項の規定に――。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

先ほどの答弁に補足をさせていただきます。ふるさと納税関連事業ということで答弁させていただきましたが、もう少し具体的な内容でございます。ふるさと納税に関するあらゆる業務を一括支援する事業所でございます。まず、寄附管理システムというものを運用しておりまして、こちらの運用をはじめ、コールセンターでの寄附者対応、事業者との連携、ワンストップ特例申請業務の代行など、自治体の事務作業を広くカバーしている事業者でございます。なお、現在、令和6年から3年間の期間で委託を行っている事業者でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ポータルサイト利用料1億8172万7千円。これは、どういう基準でこういう額が上がってくるのでしょうか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

ポータルサイトの手数料でございますが、こちらは各ポータルサイトのほうから提示されている率、これに基づいて契約を行っておりまして、今回、専決で追加した分をさらにこの率に按分して、今回、専決しているものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ポータルサイトは幾つありますか。

○議長（江口 徹）

特産品振興・ふるさと応援課長。

○特産品振興・ふるさと応援課長（瓜生敦之）

現在契約しているサイトは17サイトでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第6号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「議案第6号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「議案第6号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第10号 令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「議案第6号～第10号」と表示しております、令和7年12月19日専決分の令和7年度補正予算資料をお願いいたします。補正予算資料の4ページをお願いいたします。歳入の主な増額の要因といたしましては、令和8年4月からうぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法を適用し、市長部局より企業局へ移管することに伴い、汚水処理施設整備基金を廃止し、その全額を企業局へ引き継ぐため、汚水処理施設整備基金繰入金1億457万9千円を新たに計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、地方公営企業法適用に伴う基金取崩しによる歳入の増額補正の財源調整を行うため、予備費を1億483万1千円増額し、1億583万1千円にするものでございます。

以上、「議案第6号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回補正については、主に汚水処理施設整備基金の残高の全て1億457万9千円を、この特別会計に繰り入れて、予備費に回すという補正ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、先にお尋ねしますが、この予備費1億483万1千円なんですけれども、これはどういうふう処理するんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

予備費につきましては、決算余剰金として処理した上で、企業局へ引き継ぐことになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業局に引き継ぐというのは、どういうことになるんですか。企業会計があるじゃないですか。水道、下水道、病院、工業用水、どういうことになるんでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

今後は企業局において事業を行いますことから、当該事業の整備等に要する費用として積み立てられた本基金について取り崩し、下水道事業会計へ引き継ぐこととなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

下水道会計なんですね。5番目のものを立てるわけじゃないということですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

うぐいす台団地汚水処理施設につきましては、下水道事業会計の中に別のセグメントと申しますか、枠をつくって事業を運営していくこととなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

5番目の会計を立てるわけではないということを確認します。

そうしますと、この基金はもう必要でないということになるんですね、基金の箱。汚水処理施設整備基金というのはもう要らなくなるわけですね。確認してください。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

議員の言われるとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

公営企業会計関係は基金を持たないんですね。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

公営企業会計では基金は持っておりませんので、補填財源として留保する形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内部留保するということですよ。基金を立てるわけではないですよ。もう一回確認してください。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、先ほど言ったように汚水処理施設整備基金条例で決めていると思うけど、これは廃止することになるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

基金については廃止することとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このことについては、受益者というか、利用されている方々とは、どのような話になってい
ますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

今回、当該施設を市長部局から企業局に所管を移管するだけにしておりますので、受益者の方
たちに特段のご説明はしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全くしていないんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ずっとしないんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

ご説明をする場面が出てくれば行きますけれど、今のところはする予定はございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この積立金、1億円を超えるんだけど、どのようにして積み立てたんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

汚水処理事業につきましては、毎年、歳入歳出がございますが、その収支で年々積立てを行っ
てまいりました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

施設整備のために、使用料とは別に準備金ということで上乗せして取っていたということはない
んですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

準備金というような名目で徴収等は行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この事業は、戸数にするとどれぐらいですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

戸数は、事業所、個人合わせまして合計330戸となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

330戸。最初から330戸勢ぞろいして、この事業が始まったとは思いいくけど、1億483万1千円の基金残高をつくるということになってくると、かなりの使用料負担があったのではないかと想像するんだけど、これを吟味したことがありますか。積立てがどのように残高が伸びてきたのか。これは減って1億円になったわけじゃないでしょう。増えてきて1億円になったんでしょう。推移が分かりますか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

この污水处理施設整備基金につきましては、平成14年に筑穂町土地開発公社から筑穂町に事業を移管した際に設立しておりまして、そのとき、施設維持管理資金としまして、5千万円を原資にして移管されております。

その後、平成18年の市町合併に伴いまして、飯塚市が引き継ぎまして、飯塚市污水处理施設整備基金というものを整備しております。その後、年々、先ほど言われるように、決算額で積立てをしまりまして、最初が5千万円でしたけれど、現在は約1億400万円というふうになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

20年間で5500万円増えたということになるんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

20年間で5500万円増える。330戸で。これはかなり負担がかかっているんじゃないですかね、使用料負担としては。この間に、これを取り崩して、整備をしたことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

企業局が事務委任を受けた令和4年度以降であればお答えすることができますので、お答えをさせていただきたいと思います。令和4年度は、うぐいす台団地、動力制御盤等の修繕で1100万円に対しまして550万円。令和5年度は、破碎機等の修繕693万円及びエアリフトポンプ用ゲート弁修繕236万5千円の合計929万5千円に対しまして、570万円の基金を充てております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何々に対するという、何々というのは事業費で、対する何々というのは、基金を充てましたという額なんですね。

この基金の状況表を見ると、その辺の推移が少しは見えてくるのかなと思いましたが。いずれにしても、必要なことをやったんですが、少額であるというふうに思うんですね。

それで、このことについて、地元というか、利用者にまるで説明もしていない、するつもりもないというのが市長部局の答弁なんだけど、企業局としてはどうなるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

企業局としても市長部局と同じ考えでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

高い使用料をお願いして、今1千万円を超える支出もあったわけですから——、そうでもないか、600万円ぐらいか。それを基金から使ったということですから、実は1億1千万円ぐらいの積み上げになっていたのではないかと、アバウトに言っても見れると思うんですけど。これを下水道事業の側に内部留保で持ってきますよということについて、何の説明もしないというのは、どうなのというふうにも思います。そうであれば、議会の場でこのことを明らかにし、市民に、あるいは利用者にお知らせするという任務が議会側にもあるだろうと思えますけど。

ところで、事務委任は受けておりましたというのは分かりましたけど、今回、正式に市長部局から企業局に移管するというのはどういう理由なんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

事業を企業局に移管する理由といたしましては、総務省より広義の下水道事業である飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業について、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組む必要があるため、地方公営企業法の適用を努力義務とする要請があり、これに基づきまして健全な経営を推進するため、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に公営企業法の規定の全部を適用するためです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総務省が努力義務を課してきたということなんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

そのとおりです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

穎田の関係はどうなるんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

穎田中央東団地汚水処理施設もございますけれど、こちらにつきましても、今後の健全な運営に向けまして調整を進めておりますが、今のところ見通しといたしますか、結論には至っていない状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総務省がいつ言ってきたか後で聞きますけど、穎田のことは除外してうぐいす台団地のことだけを言ったわけですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

うぐいす台と穎田のほう両方とも検討してまいりましたが、うぐいす台につきましては、今回、企業局のほうへ移管する話が整いましたが、穎田につきましては、まだ結論に至っていないという状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

穎田のことは、直接、議案に関わりがないので少ししか聞きませんが、その総務省の通知はいつ来たんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

総務省から3回通知がございまして、一番最初が平成27年、次が平成31年、最後に来たのが令和6年となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日付まで分かると検索できますけど。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

失礼いたしました。日付で申し上げますと、平成27年1月27日、次が平成31年1月25日、令和6年が1月22日となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和6年1月22日とおっしゃいましたか。それで、その文章の名前が欲しいけども、1回目、2回目、3回目どういう内容なんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

下水道事業等に関しまして、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが可能となるように、これまで以上に、中長期的な視点に立った効率化、経営健全化に取り組むようにという内容で、ほぼ3つの通知も同様の内容で来ているというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはうぐいす台も潁田も両方名指しで来ているんですか、この通知というのは。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

これは施設ごとに名指しというわけではなく、全国の市町村長に対しまして、下水道事業等そういう事業に対しての通知でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一般的な通知が来ましたと。飯塚市においては、うぐいす台と潁田中央東が対象になるでしょうと考えて検討しましたと。潁田中央東は検討中で結果は出ていませんと。うぐいす台のほうは検討結果が出ましたので、議案にもなっていますということなんでしょうけど、うぐいす台に関する検討の経過を聞かせてください。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

検討の経過でございますが、先ほど申し上げた総務省からの通知を受けまして、令和4年度に、企業局のほうに汚水処理施設の管理運営等に関して精査する事務委任を行っております。その結果、うぐいす台団地の汚水処理施設につきましては、今後の安定的なサービスの提供のため、地方公営企業法を適用することが望ましいのではないかとというふうな見解が出されましたことから、その後、法適用に向けた基本方針の策定や固定資産の調査整理、予算関連の整備などを進めてきたというのが経過でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総務省の通知は、市長部局にも来たし、企業局にも来たわけですね。それで、令和4年度に事務委任と。精査するというふうに言われたのは、何のことですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが可能になるかどうかというようなことで通知が来ておりますので、法適用することが、そのことにつながるのかどうかというようなことを精査したというところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事務委任とはそのことなんですか。それとは別なんでしょう。地方公営企業法の適用が適当であるかどうかの精査というのと、事務委任というのは別の話なんじゃないんですか、今の話を聞いていたら。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

令和4年度に行いました事務委任の項目を説明させていただきますが、4点ございまして、1点が処理施設の維持管理に関する事。2点目が使用料の賦課及び徴収に関する事。3つ目が処理施設の経営に関する事。4つ目が汚水処理の一体的な取組並びに今後の汚水処理の管理運営に関する事という4点でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

だからと聞きたいんですけど。4番によって精査するという意味合いを、さっき発言されたんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

適用が望ましいという見解を出したと言われたんだけど、いつ、どこが出した見解なんですか。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

令和5年3月3日に、企業局のほうからそういう精査状況の報告がっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

企業局にこれは聞いたほうがいいんでしょうけど、企業局は、今のは正しい答弁ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

環境整備課長の言われた内容に間違いはございません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう内容なんですか。何とか報告書とか、委託を出していたのが上がってきましたとか、そういうことなのかなと思うので、ちょっと説明してくれますか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和5年3月3日付で、企業管理者より市長職務代理者の副市長宛てに通知を行っております。内容としましては、うぐいす台団地汚水処理施設に関しては、中期収支見通しとしては、令和

3年から14年までの間に利用者は19%程度、使用収入は11%程度減少する見込みである。高騰している運転管理費や経年劣化による改修工事等を勘案すると、令和5年から令和14年の10年間で赤字が生じ、赤字補填のために整備基金等を取り崩すことになる見込みが考えられる。ということと、こちらの事業につきましては、浄化槽としての整備及び早急な法適用が必要であり、法適用時に固定資産台帳を整理することとなるが、単年度赤字による基金残高の減少が続く見込みである。早期に当該施設の建て替えを含めた30年から50年程度の長期的な施設整備計画を策定し、補助制度の活用を含めた収支の再精査及び利用者負担の適正化を検討する必要があるということでご回答しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど、その文書は、副市長宛てと言われましたか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

副市長宛てに通知をしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

発は、誰発になっているんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

飯塚市企業管理者の名前になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはどういう性質の文書ですか。飯塚市の副市長が何か依頼をして、企業管理者が回答したという形ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

この当時、副市長が飯塚市長の職務代理者であったことから、副市長宛てに送らせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは分かりました。飯塚市長宛てに出したということですね。それで、飯塚市長にその文書を報告するというのは、飯塚市長が精査を依頼したということですか、さっきの話だと。中長期的な経営について、企業局はどう考えるかと。自分は考えないで、企業局に相談したわけですね。

○議長（江口 徹）

環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

先ほど申し上げましたとおり、市長部局から企業局のほうへ事務委任をする項目の中で精査を

依頼したものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、令和5年3月3日は分かりましたけど、建て替えというのがありましたよね。もうやり替えるということでしょう。それは、どういう検討になっていくんですか。予算書に書いてあるように企業局への移管というのが適当なのか。適当ではないけど、頑張るといことなのか。建て替えについて、どういう検討になったんでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

法適用後に、投資財政計画や経営戦略を策定することになりますので、その中で、金額、いつ建て替えが必要かというところを検討していくことになるかと思えます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そのくらいのことで、移管しないといけないんですか。何か理由がよく分からない、それだと。地方公営企業法全部適用というのは分かります。了承という意味じゃないですよ。皆さんの考え方は分かります。要するに使用料が上がるということでしょう。それは分かるんだけど、建て替えとかを、移管後どうするか考えるというようなことで、移管するんですか。少し不可解な気がしますけど。もう少し移管する理由——、総務省が言いました、検討しました、結果を出しました、建て替えとか中長期で考えます、どれだけお金がかかるか分かりません、手法も分かりません、だけど移管しますと聞こえるわけですよ。積立金というか、基金は1億円頂きましょうと。こういうのを、先ほど地元には絶対説明しないというような感じの答弁でしたけど、もう少し議会で聞いておかなければいけない。建て替えについてはどういう考え方なんですか。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

地方公営企業法を適用することは、ひとつご理解をいただいたという前提でお話しますと——
—（発言する者あり）

企業局のほうで地方公営企業法を適用して、このうぐいす台団地の汚水処理事業をやっている理由については、下水道事業の中で、下水道事業と同じような手法で将来にわたって安定的に、継続的に住民サービスを提供できるようにやっというのが一つ大きな目的ではなからうかというふうに考えております。企業局のほうで、下水道課のほうで技術職員もおりますので、その技術職員と共に、今後の施設の改修の計画、管路のほうの維持管理も、今後、どういうふうに更新していくかも含めて、投資財政計画を立てまして、先ほど申しあげました住民サービスの安定的な提供に努めたいというふうに考えたところで、移管させていただこうという話になっています。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうなんですね。さっき企業局から市長職務代理者宛てに報告書をつくったと言うんだけど、それはどこかに委託して作業したんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

委託は行っておりません。職員のほうで精査を行った形となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その形というのは、企業局でやったわけではないんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

企業局の職員において検討をさせていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、つまり企業局への移管については、昨日も少し発言し、触れたんだけど、上下水道事業経営審議会には情報提供はしているんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

今の段階では、まだ報告はしてありません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1回目はいつだったか。2回目は令和7年11月28日でしょう。3回目が先日、令和8年1月23日だったんですよ。傍聴も行かせていただきました。ここでは下水道の使用料改定の方針について諮問していますよね。昨日、討論の中で発言しましたが、終末処理場の建て替えが課題となっていると、32年後。国の補助金とかいろいろやっても139億円要りますと。それで、内部留保を38億円ため込まないといけないという考え方で、令和9年から最初10%値上げと。5年ごとに6回連続値上げを、どのぐらいするかは出来次第ということでしたけど。もう経営審議会7人のところを6人で了承ということになったじゃないですか。そういうことを審査しているときに、経営審議会は終了していませんからね、その最中に、この下水道事業会計の中に、中長期といえど何でもそうでしょうけど、遠くないうちに建て替えをしようかなと思うようなものをね、1億円の持参金があったとしてもですよ、大丈夫なんですかというのを併せて上下水道事業経営審議会、少なくともこれをやる上では、終末処理場問題をやるに当たっても情報提供はするべきではないかと思ったんですけど、これはしないんですか。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

現在、行っております上下水道事業経営審議会については、諮問内容を2点に絞りまして審議をしていただいております。今のところ、まだこの汚水処理事業のことについては、その諮問を審議いただく中では情報提供はしてませんが、今後、移管について当初予算に公営企業会計として、このうぐいす台団地の汚水処理事業を上げていきますので、その中で、議会でご審議いただいた後に、ご説明をしていこうと思います。

それから、下水道事業の中にこれが全部溶け込むわけではなく、下水道事業の中で1つ、うぐいす台団地の汚水処理事業として、独立でしていきますので、その中で、投資財政計画をきちんと立てて、今後どういった経費が要るのかについて、どうやって経営をしていくのかという戦略

を立てた中で、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

終末処理場審査会ではなく、上下水道事業経営審議会なので、この情報はとっくに渡っていないかならぬと思うわけですよ。どうなんでしょうか。先ほど令和5年3月3日に飯塚市長宛てに、この方向が望ましいという答申と呼ぶんですか、見解というか、示したことについては、残念ながら私も、今、初めて聞きました。資料要求しようかなと思っているぐらいですけど。

それで、地元の人にはそういうことも言っていない。経営審議会にも言わない。議会で聞いたから、今、分かりました、こういうものがあつたというのは。元経済建設委員会のメンバーは知っていたんですか。経済建設委員会に報告したことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

委員会のほうには報告はいたしておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

せつかなので、今の答弁にあつた令和5年3月3日の見解、飯塚市長職務代理者宛て見解を出してもらいたいと思うんですよ。取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料は提出できますか。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

提出させていただきます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議ありということですので、採決いたします。ただいま川上議員から要求がありました資料について、要求することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、資料要求は否決されました。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

申し訳ないけど、読み上げてください。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

それでは、令和5年3月3日付で飯塚市企業管理者より飯塚市長職務代理者、飯塚市副市長に宛てた結果報告を読み上げさせていただきます。

「汚水処理の一体的な取組並びに今後の処理施設の管理運営等に関する精査状況について」令和4年4月1日付で事務委任を受けている標記の件につきまして、下記のとおり精査結果を報告します。

1. 精査の目的と検討内容。本市における安定的な汚水処理サービス提供のため、今後の処理施設の管理運営等について検討するため、うぐいす台汚水処理施設について、過去の事績を調査し、平成18年度から令和4年度までの収支状況及び令和5年度から令和14年度までの中期収支見込を精査した。

2. 精査の結果。過去の事績により建築基準法に基づくし尿浄化槽として設置し、届け出られたことを確認した。

中期収支見込としては、令和3年度から令和14年度までの間に利用者数は19%程度、使用料収入は11%程度減少する見込みである。

高騰している運転管理費や経年劣化による改修工事等を勘案すると、令和5年度から令和14年度までの10年間で、料金収入の1億3905万9千円に対し、2415万5千円の赤字が生じ、赤字補填のために汚水処理施設整備基金を取り崩し、令和14年度末の汚水処理施設整備基金残高は約8200万円となる見込みである。

しかしながら、地方公営企業法を適用すると、償還時に元利償還額の49%が交付税措置される下水道債の活用が可能になるため、令和8年4月からの法適用と下水道債を活用した中期収支見込を作成した。

法適用時においては、汚水処理施設整備基金を現金預金化させるため、以後の基金運用収入は見込めなくなるものの、令和14年度末で基金残高は8916万7千円となる見込みであり、料金水準の見直しの必要性はあるものの、法適用後の施設利用者負担は、おおむね適正であることが判明した。

今後は当該事業を継続させるため、浄化槽としての整理及び早急な法適用が必要である。法適用時に、固定資産台帳を整備することとなるが、単年度赤字による基金残高の減少が続く見込みであることから、早期に当該施設の建て替えを含めた30年から50年程度の長期的な施設整備計画を策定し、補助制度の利活用を含めた収支状況の再精査及び利用者負担の適正化を検討する必要がある。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ありがとうございました。少し分かりにくいところもあったんですけど、現状でいくと、令和14年度末に残高が8916万7千円ですか、令和14年度末の基金残高は。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和14年度末の基金残高は約8200万円と申し上げました。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の説明では、この残高はどこかの段階で、赤字補填を続けていけばゼロになりますよということなんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

申し訳ありません。令和3年度から令和14年度までの見込みとなりますので、分かりかねます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和3年から令和14年度までの間に使用者が19%減少するでしょうと。それに伴って使用料は11%低下しますと。単年度赤字が継続すると。基金を取り崩して対応していくんだけど、その基金は、今想定している期間の令和14年度末には8200万円になりますというところまで。これが、その先こうなると、ゼロになりますよとかいうことではないんですね。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

この令和14年度以降のことは、すみません、見込んでおりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、このことから出てくる結論として企業局への移管というふうに、これはあまり関係がないのではないかと。逆に言えば、赤字対応したとしても、令和14年度末に8200万円もの基金が残っていますよということで、あまり企業局移管については、理由がないと思うんだけど。

そうすると、建て替えと言いましたかね、改修工事と言った、それに一定のお金が、30年後から50年後までの間にいるでしょうということなんですね。なかなか30年後、50年後を見通した仕事の仕方というのは大変と思うけど、地方公営企業法適用になれば、下水道債が活用できると。49%交付税措置があると言ったんですか。これは、現状のままいくのとの比較で、地方公営企業法適用のメリットを明らかにすることはできていないのではないかと思いますよね。現状のままいった場合の見通し、企業局に移管して地方公営企業法全部適用になった場合の比較検討というのは、ここからは見えてこないのではないかと思いますけど、どうなんですか。聞き方が悪かったんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

企業局に移管することで、補助制度の活用を行うことができると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは私もあんまり勉強できていないけど、そういうふうにおっしゃるということは分かった。分からないのは、今のまま市長部局のほうですずっと所管していくのと、企業局で地方公営企業法全部適用でいくので、総合的に見てこういうメリット、デメリットがあるじゃないですか。そういう対比した姿が見えにくいわけですよ。そういうものが、この結果報告と違うところで対比した比較のものが何かあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

すみません。メリットとしましては、先ほども答弁させていただきましたように、補助制度の

利活用が、企業局に移管することでできるということと、あとは上下水道の技術者がおりますので、施設管理等についても適正に行われるものと考えております。

また、この総務省による要請がっておりますので、経営の見える化を図り、経営の改善化を図っていくことから、今回、法適用、公営企業会計の適用を行うものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この結果報告以前のもは何かあるのかというお尋ねをしたんですけども、総務省の通知がありますと。見える化と言われたんですか。今、市長部局のほうだと、何か見えないものがあるんですか。企業局が令和4年4月1日以降、事務委任を受けている状態の中でも、総務省にすれば、何か見えないものがありますよというようなことがあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

地方公営企業法を適用しますと複式簿記になりますので、減価償却を反映した適切な財政把握により、単年度収支だけでなく、将来の収支予測や必要な設備投資の全体像を長期的な視点で把握することができます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総務省の通知というのは、何かさっき努力義務みたいな単語を使われましたか。どっちが使ったか分からなかったけど。いつまでに、何かをしてくださいよというのが、2回目の通知で何かあるんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和6年1月22日付の「公営企業会計の適用の更なる推進について」において、令和10年度までに適用をする必要があるというところで、努力義務にはなりますけれども、そのように通知がっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしなければ、ウォーターPPPではないけど、そういうことをしますよというようなことが何か付け加わっているんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時15分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和10年度までに適用をしない場合は、固定資産台帳整備やシステム改修等、公営企業会計

の適用に要する経費について、その元利償還金の2分の1を一般会計から繰り出しの対象とした上で、当該繰り出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずるとされておりますので、この交付税措置がないような形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

簡単ではないですね。今答弁されたようなことが、企業局はよく図式化してくれるじゃないですか、つくっていないんですか。この件は、「議案第20号」と「議案第21号」に直接関わることで、恐らく経済建設委員会だったら一括してやるでしょう。代表的になる議案がこれなので、ここで聞いているんだけど、何か分かりやすい資料はないんですか。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時17分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

申し訳ありません。企業局としてはそういった資料はつくっておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

つくるべきでしょう。例えば、これは「議案第20号」でしょう。「議案第21号」というのは関係条例が6本あるんですよ。最初から賛成しようという場合は、資料も要らないかもしれないけど、市民には説明しないとやっているわけですから、議会が聞いて、見てもらう、あるいは議員が説明するという場面もいると思うんですよ。それからいうと、少し分かりにくいな。資料はないんですね。もう少し分かりやすく説明してもらえますか。もうあれで精いっぱいですか。

○議長（江口 徹）

川上議員、ほかに質疑がありましたらどうぞ。ほかに質疑がありましたら。企業局次長。

○企業局次長（今仁 康）

申し訳ございません。質問議員への答弁については、できる限りのことを答弁させていただいたつもりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

提出すべき資料もありませんということで、1億円を企業局に持っていくと。それだけではないけども。何かこう非常に不透明な感じ。ほかの方も質問があると思うので、一遍終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第6号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市污水処

理事業特別会計補正予算（第1号）」について、反対の立場から討論を行います。

この補正予算書の中心点は、この特別会計の事業を企業局に移管し、それに伴ってもろもろの予算措置をするということなんですけれども、その中心点は、使用料を原資とする基金1億円余から繰り入れて予備費とし、その後、企業局下水道事業会計の内部留保資金に組み込んでいくということにつながる予算です。

反対する理由の第1は、企業局への移管の必要性が、今の答弁を聞いている限りでは大変不明確であると言わざるを得ないこと。経過も随分聞いてきましたけど、本会議で質疑することの限界があるという問題もあるのかなと思います。極めて不透明なところがある。

これほどの議案を、これほどの議案というのは、「議案第6号」でしょう。先ほども言いましたけど、「議案第20号 専決処分の承認（飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例）」、「議案第21号 専決処分の承認（飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例）」、これは6本あるんですよ。こういう議案があるのに、議会に提出する資料がありませんというありさま。

口頭での説明の要件としては、2つありましたよね。特別会計のままでいけば、令和14年度末までに、試算すると使用料が19%減少すると。それに伴うということなんですけど、使用料が11%か、減少すると。その裏づけ資料も見たいでしょう、皆さんも。どういう精査すればそういう数字になるのか。戸数がどのぐらい増えるのか、減るのか、今、接続しているところが330戸ということなんだけど、それ以外の戸数というのはないんですか。そこに接続をお願いすれば、どうなるのかとか。

それから、私は、推奨はしませんけれども、使用料の改定とか先ほど言っていたでしょう、全部適用した場合でも。全部適用で使用料を改定すると言っているぐらいですから、適用しない場合について、使用料を改定した場合はどうなるのか、そういうのを考えて、先ほど言ったような数字が出てきているのかも分からない。

そして、令和14年度末において、基金残高がもうゼロになるのかなというような答弁があるかと思えば、8900万円と言ったか、現在、約1億500万円でしょう。8900万円といたら、もうほとんど減っていないじゃないですか。ほとんど減らない。だから、企業局への移管というふうに、少し飛躍があるかなと思うわけですよ。

一方で、企業局に移管すれば、2つの点を言われたと思います。移管するということは、地方公営企業法全部適用で複式にいきますからというふうに言われて、そういう意味では見えやすくなるのは当然だろうと思いますけども。

それともう一つ言われたのは、下水道債が有利に49%で使えるということも言われました。しかし、考えてもらいたいのは、移管した場合の有利さと、有利さというか、どういう有利さ、困難さがあるかということと、現状で行った場合の有利さと困難さというのが、対比するような形で精査されていないと思うんですよ。国がうぐいす台団地汚水処理事業と名指しして通知を出したわけでもない状況の中で、なぜこういうふうに極めて乱暴な形で移管をしようとするのか、これはかなり見えにくい。経済建設委員会があれば、必ず分かりやすいとは限りませんが、ここで議論して、資料要求をしても議会側がお断りするようなありさまの中で、真実に到達できるのかという問題はあると思うんですよ。

もう一つ、大きな2番目の理由としては、まず第1に、市民に対して、この間、一切説明が行われていないということ。市民をやっばりないがしろにしたようなやり方ではないかと。今後も説明をするつもりはありませんというのを、市長部局も企業局も口をそろえて言うわけですよ。議会に対して、どうなんですかという点でいえば、もう何年も前から動いているのに、経済建設委員会にも報告したことはありませんと。聞いたことがないよね。だから、市民に対して説明をしない。今後も説明するつもりはありませんと言います。議会に対して、この間、説明をしてきませんでした。今日、聞いて、少しずつしゃべるけれども、資料はありませんと。

これだけの議案を用意しておいて。到底認めがたいというふうに思います。討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第6号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第7号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「議案第7号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第11号 令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましても、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

令和7年12月19日専決分の令和7年度公営企業会計補正予算資料をお願いいたします。補正予算資料の3ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、水道事業収益で513万1千円増額いたしまして、総額を28億6213万4千円とするものでございます。主な増額の要因といたしましては、国庫補助金597万3千円の増によるものでございます。

水道事業費用につきましては1090万4千円を減額いたしまして、総額を26億7554万1千円とするものでございます。

主な減額の要因といたしましては、企業債利息380万円、消費税及び地方消費税804万6千円の減によるものでございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入で9924万1千円減額いたしまして、総額を8億8476万1千円とするものでございます。主な減額の要因といたしましては、国庫補助金の減によるものでございます。

資本的支出につきましては、7381万2千円減額いたしまして、総額を21億5016万5千円とするものでございます。

主な減額の要因といたしましては、改良事業費の減によるものでございます。

以上、「議案第7号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書の7ページ、収益的収入及び支出に関わるところですけれども、補正の水道事業収益の中で、国庫補助金が597万3千円出ておりますけれども、この要因は何ですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

水道事業収益の営業外収益、国庫補助金につきましては、内閣府の新しい地方経済生活環境創生交付金の交付決定を受け、増額補正をしているものでございます。この新しい地方経済生活環境創生交付金は、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援するものであり、企業局が今年度実施しました人工衛星を用いた漏水調査業務委託に対して交付されるもので、補助率は事業費の2分の1となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そうすると、人工衛星を使ったという事業は1200万円程度だったということですか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

契約金額になりますが、契約金額は1078万円となっております。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

2分の1とは違うみたいだけど、どういうことになるんですか、それは。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

予算につきましては、すいません、当初設計額で計上しておりましたが、入札により金額が変わっておりますので、その差が出てきているかと思えます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは分かりました。資本的収入及び支出、8ページですけれども、ここの資本的収入のほうの国庫補助金が1億565万6千円の減になっていますね。この要因は何でしょうか。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

資本的収入の国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金が要望額に対し下回った内示額となったため、減額補正を行うものです。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これは、事業があって、それぞれの事業について要求していたものが認められなかったということなんですか、それとも1つなんですか、事業としては。

○議長 (江口 徹)

企業管理課長。

○企業管理課長 (手柴弘美)

事業は複数ございます。

○議長 (江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それでは、この1億565万6千円の数字が見えるように説明してもらえますか。

○議長 (江口 徹)

上水道課長。

○上水道課長 (大庭宗嗣)

まず、片島地区配水管布設替工事につきましては、補助の対象額として要望額4422万3千円に対して、補助額が1474万1千円。伊岐須地区配水管布設替工事につきましては、補助対象額が3538万1千円に対し、補助額は1179万3千円。弁分地区配水管布設替 (その1)

工事につきましては、補助対象額といたしまして2258万4千円に対し、内示額が564万6千円。上三緒地区配水管布設替工事につきましては、補助対象額といたしまして4894万2千円に対し、内示額が1223万5千円。阿恵地区配水管布設替工事につきましては、補助対象額2533万1千円に対し、内示額が633万3千円。網分配水池送水管布設替工事につきましては、補助対象額といたしまして1647万5千円に対し、内示額が411万9千円。津原導水管布設替工事につきましては、補助対象額6939万6千円に対し、内示額1734万9千円となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全部布設替工事でしたか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

7本、今言われたんですよね。これは例えばですけど、どうやって見たらいいかわからないんですけど、補正予算書の15ページに明細があるじゃないですか。資本的収入及び支出の支出のところ、配水施設改良費、工事請負費がありますよね。ここに6工事上がっているんですけど、これと今答弁のあったものとは何か似た名前のところもあるんですけど、ここには書いていないという感じなんですけど、これはどういうふうに見たらいいんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

明細に記載しております工事請負費の備考に記載がある工事につきましては、補助対象以外のものも載っておりますので――、執行残の精査も行っておりますので、それ以外の工事も上がっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札執行残は全てここに書いているんですか、この6本。これ以外は、それはないということですかね。代表的に書いているだけですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

全てではございません。議員のおっしゃるとおり代表的なものを計上させていただいております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、金額は合わないですね。（発言する者あり）

片島は書いているんですか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

今回の補正対象事業につきましては、ここに記載があるものが全てとなります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら、先ほど答弁のあった7本については、これは国からお金が来なかったの、そもそもやりませんでしたというのがあるんですか、この中に。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

補助に乗らなかった工事につきましても、単独費で工事を実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、答弁のあった7本は、国からお金が来なかったけど、手当てして、企業局でというか、水道事業会計で手当てして実施しましたということなんですね。手当てした分はどこで見えるんですか、これは。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

工事につきましては企業局の補填財源により実施しておりますので、こちらの予算書上では、見えてこない形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書上1億565万6千円分は見えないということなんですね。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

すみません。細かい明細は分かりませんが、予算書の第4条で、予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,265,404千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,404千円、減債積立金26,644千円、過年度分損益勘定留保資金1,131,356千円で補填するものとする。）」に改めております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、1億565万円は不足する額の12億6540万があるじゃないですか。この中に入っておりますよということなんですね。そして、それらは消費税関係の約1億円、減債基金の減債積立金2664万4千円、完全に補填しましたよということになっているわけですね。はい、分かりました。

水道料金については、どこに現れていますか、補正関係は。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

水道料金収入につきましては、今回補正は行っておりません。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの15ページですけれども、執行残が6本ありますでしょうか。これらの工事は、もうそれぞれ全て完了しているんですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

日掛橋橋梁添架配水管布設替工事及び各所消火栓改良工事の1本については、まだ工事実施中でございます。（発言する者あり）

申し訳ありません。日掛橋橋梁添架配水管布設替工事と各所消火栓改良工事については、現在、実施中でございます。（発言する者あり）

今現在、実施中でございますが、執行見込みのない予算を減額しております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

これは入札執行残じゃないの。工事が終わっていないのに、執行残を上げること自体がおかしいでしょう。だから、入札執行残なら入札執行残で説明しないと分からない。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

執行見込み、変更の見込みがあるものについては、3割程度を目安に残して、あとは、執行残処理を行っておるものでございます。

○議長（江口 徹）

27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

工事をまだ完成していないのに、この執行残で上げた場合、これは布設替えでしょう、そうした場合に、埋設だから何が出てくるか分からないわけだから、入札執行残で上げているなら理解できます。だから、3割程度の予算を残しているということですか。そうしたら完成したときに、また執行残で上げるわけですか、残ったときは、その辺りよく理解できるように説明して。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

申し訳ありませんでした。補正予算編成時については全ての工事が未完了であり、入札執行残につきましては、現場状況と施工状況を精査し、必要な額を残して減額補正をしております。その後の残額については、決算で執行残処理を行います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

私は「議案第7号 専決処分の承認(令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」に反対の立場から討論を行います。

水道施設の運転管理、料金収納業務を一括して民間委託していることは、この公的事業になじまないことを重ねて指摘しなければなりません。住民には何の説明もせず押し切った水道料金35%アップもあります。国庫補助金の減額1億565万6千円については、先ほど答弁がありました第4条(資本的収入及び支出)のうち、第4条で「予算第4条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,265,404千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,404千円、減債積立金26,644千円、過年度分損益勘定留保資金1,131,356千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。」ということになっています。

次のとおりというのは予算書に書いてあるわけですが、片島、阿恵、伊川の3地区の配水管布設替工事、日掛橋橋梁添架配水管布設替工事、大日寺地区減圧弁改良工事、鯉田浄水場4号急速ろ過池弁類改良工事、長尾浄水場エアーチャンバー改良工事は、いずれも必要な工事の入札結果に伴う補正であります。鯉田浄水場水質モニター外1件機械電気設備更新設計委託料も入札結果によるものとの説明がありました。

令和7年11月28日開催の飯塚市上下水道事業経営審議会において、水道料金を令和9年度、さらに5年後と連続して2.2%程度の値上げを内容とする諮問がありました。5年前の35%値上げを諮問したときは秘密会とし、厳しい批判を受けたことから、今回は当然のことですが公開となっています。先週、令和8年1月23日に第3回審議会が行われて、この方向について了承するという取りまとめがされております。事態の進行を市民に速やかに明らかにするべきであります。

配水管の適切な布設替えは当然ですが、大規模災害対応に備えるために、大規模な内部留保を必要として水道料金を引き上げるのは、公営企業の運営として適切ではありません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長(江口 徹)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 専決処分の承認(令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第8号 専決処分の承認(令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長(手柴弘美)

「議案第8号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第12号 令和7年度1 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めます。令和7年12月19日専決分の令和7年度公営企業会計補正予算資料をお願いいたします。

補正予算資料の3ページ下段をお願いいたします。資本的収支でございますが、資本的収入及び資本的支出ともに500万円増額いたしまして、総額を、資本的収入につきましては

7061万8千円、資本的支出につきましては7161万8千円とするものでございます。

収入支出の主な増額の要因といたしましては、浄配水施設整備費の増額に伴い、他会計負担金、一般会計負担金も増額となったものでございます。

以上、「議案第8号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書21ページですけれども、明細書ですね、資本的収入及び支出について、支出の部で負担金、津原導水管更新事業負担金があります。先ほど水道のほうでお尋ねした際に、国の交付金が予定どおり来なかったという中に、この津原導水管問題が、更新事業の名前が上がっていったと思います。この件について予算措置がどうなっておるのか、飯塚市工業用水道事業会計のほうでどうか、お尋ねします。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

こちらの津原導水管更新事業負担金につきましては、現在、水道事業会計が実施しております津原導水管布設替工事に対する負担金が増額となったため、一般会計補助金につきましても増額補正するものでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

事業の進捗をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

事業の進捗についてですが、計画する導水管路延長1361.2メートルに対し、令和6年度から令和7年度の布設替距離636.7メートルで、約48%の進捗状況となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

完了予定はいつですか。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

津原導水管布設替工事の完了の予定ですが、今のところ令和10年度を予定しておりますが、この期間については、現在、内住川下部の推進工事等について再検討を行っており、関係各課と協議を行っており、計画期間の見直しをしているところでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内住川下部の、何と言われたんですか。何の見直しをしたんですか。何かの見直しをしているところと言われたでしょう。どういうことですか、それは。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

推進機械の再確認と、そこに入れる管種の検討を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

推進機械とは何のことですか。これは、内住川の地下を通すんですか。どれぐらいの深さで、それを検討しているわけ。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

申し訳ありません。今手元に資料がありませんので、河床からどのぐらいの深さに推進していくかというのは分かりませんが、機械と管種の材料の検討をしている段階でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

シールド工法でやっているわけですか。それほどのものではなさそうですね。

○議長（江口 徹）

上水道課長。

○上水道課長（大庭宗嗣）

今のところ、水道管を敷設するに当たって、「さや管」というのを入れる推進工事を考えております。さや管については700ミリメートル程度だったと思うんですけども、それを推進、押し込んでいって、その中に水道管を敷設するような計画ではあります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

川の底を掘る場合、もう企業局は分かっていると思いますけど、鯉田・目尾汚水幹線を通したじゃないですか。穂波川。あれはシールドでいっているでしょう。大体、人間が全力疾走できるぐらいの大きさだと思いますけど。遠賀川河川事務所と話をして、この深さでオーケーですよというふうに言って工事をしていたんだけど、途中で深さが足りませんということになって、変更して、工事費が増嵩したことがあるんですよ。気をつけておいてもらいたいと思います。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号））」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「議案第9号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「議案第9号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第13号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。令和

7年12月19日専決分の令和7年度公営企業会計補正予算資料をお願いいたします。

補正予算資料の4ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、下水道事業収益で200万5千円を減額いたしまして、総額を22億4245万2千円とするものでございます。主な減額の要因といたしましては、長期前受金戻入190万8千円の減によるものでございます。

下水道事業費用につきましては、1812万2千円を減額いたしまして、総額を21億2129万6千円とするものでございます。主な減額の要因といたしましては、人件費の減でございます。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入で2億1896万1千円を減額いたしまして、総額を4億6976万6千円とするものでございます。

資本的支出につきましては、2億982万6千円を減額いたしまして、総額を12億5196万7千円とするものでございます。収入支出の主な減額の要因といたしましては、国庫補助金の減額に伴い、施設改良費も減額となったものでございます。

以上、「議案第9号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補正予算書の28ページ、資本的収入及び支出ですけれども、補助金、国庫補助金の1億3929万5千円の減額があります。要因をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

片島ポンプ場機械設備改築工事は、汚水ポンプの老朽化に伴い更新するものになります。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

水道事業と同様に、国庫補助金の社会資本整備総合交付金が要望額に対して下回った内示額となったため、減額補正を行っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういう事業だったんですか、これは。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

片島ポンプ場機械設備改築工事は、汚水ポンプの老朽化に伴い更新するものになり、また、片島ポンプ場電気設備改築工事は、汚水ポンプに伴う動力制御盤、動力分岐盤、現場操作盤等を更新するものになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それは、国からの見込んでいたお金が来なくなったということだけでも、その事業は進行しているんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

先ほど言いました片島ポンプ場の機械、電気につきましては、令和8年度に先送りしたのになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ということは、予定したお金が入らなかったの、令和7年度予定した工事ができなかったということですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

そのとおりになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

来年度は必ずできるという感じですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

片島ポンプ場の改築は優先順位が高いことから、令和8年度も要望していくことになります。その間は、ポンプの状態監視とメンテナンスを強化し、事前に状態を把握し、運転に支障のないように運用していきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

独自財源で手当てをして実施するという事は考えなかったんですね。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

やはり事業費が、コスト的にかかるものですから、社会資本整備総合交付金を活用して改築工事をしたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1億4千万円は地方公共団体としては小さい数字ではないけれども、国のレベルからいえば、出してくださいという感じですよ。

これはウォーターPPP導入可能性の関係補正はなかったんですか。

○議長（江口 徹）

下水道課長。

○下水道課長（西岡真結）

現在、導入可能性調査を実施しておりますけども、今回の改築事業費とは直接的には影響ないものと考えております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は「議案第9号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論を行います。

債務負担行為、第5条を廃止。片島ポンプ場機械設備改築工事、令和8年度、2億400万円。片島ポンプ場電気設備改築工事、令和8年度、1億338万円は、国の交付金を見込んで当初予算に計上したが、それが認められなかったとのことであります。これにより、防災のためのポンプ場改築工事の予算計上、着工はいつになるか分からないという重大事態であります。

水道事業会計補正予算に対する討論でも述べましたが、令和7年11月28日開催の飯塚市上下水道事業経営審議会に対する諮問には、終末処理場の32年後の新築建て替えに139億円が必要として、国の補助金借入れで対応できない分として38億円の内部留保をためようと、下水道料金を令和9年度10%引き上げた後、さらに5年ごとに5回引き上げるとの内容がありました。

企業局は当初予算においてウォーターPPPの導入可能性調査検討委託料を組んでいるところですが、検討しなければ国の補助金はストップするなど、令和9年度からは下水道の民営化への圧力になるのではないかと心配されます。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第9号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第10号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

「議案第10号 専決処分の承認」についてご説明いたします。「専決第14号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

令和7年12月19日専決分の令和7年度公営企業会計補正予算資料をお願いいたします。補正予算資料の5ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、病院事業収益及び病院事業費用ともに2040万3千円増額いたしまして、総額を、病院事業収益につきましては6億6720万円、病院事業費用につきましては6億5434万7千円とするものでございます。

収入支出の主な増額の要因といたしましては、医業費用の経費、委託料の増額に伴い、医業収益の負担金交付金、一般会計負担金の増額となったものでございます。

以上、「議案第10号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市立病院の院内保育所についてですけれども、国が処遇改善をすれば、その分を一定程度手当でするという通知を出していますが、今度の補正予算にその反映が何かありますでしょうか。

○議長（江口 徹）

企業管理課長。

○企業管理課長（手柴弘美）

令和7年10月14日付で、地域医療介護総合基金に係る標準単価の一部改正についてが、厚生労働省より発出されております。この基金に病院内保育所運営事業が含まれており、標準単価が増額となっておりますが、こちらの基金には、公立病院開設者が地方公共団体等は含まれておりませんので、今回、関連する補正予算の計上はございません。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は「議案第10号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」）に反対の立場から討論を行います。

小児科休日・夜間診療のための市立病院指定管理委託料の増額補正、へき地医療施設等運営費補助金の増額補正は認めるものですが、筑豊労災病院を廃止すると国が表明した2003年からの経過を考慮すれば、地域医療を守り、充実するために、国が責任を持つべきものです。

厚生労働省は2019年9月、公立病院・公的病院の再編統合対象リストを公表しました。本市議会は直ちに9月定例会で、飯塚市立病院を廃止対象リストから削除するように国に意見書を提出しました。企業局は、既に飯塚市立病院が対象リストから除外されているという認識を、先日まで持っておりましたけれども、確認したところ除外されていないということが確認されて、本議会でも答弁がありました。飯塚市長は病院開設者として企業局任せにせず、このリストからの削除を申し入れるべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第10号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」）について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第11号 専決処分の承認（飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

「議案第11号 専決処分の承認（飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）」について、補足説明をいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、関係規定を改正する必要が生じたため、当条例の一部を改正するものでございます。具体的な改正内容につきましては、11ページから新旧対照表をつけさせていただいておりますけれども、公職選挙法施行令が改正され、選挙活動の公費負担の単価が改定されましたので、これに併せまして、ビラの作成単価を1枚当たり7円73銭から8円38銭に、ポスター作成単価を1枚当たり541円31銭から586円88銭に改正するものでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の改正によって、例えば、飯塚市議会議員選挙にかかる経費にどの程度の影響があるか、試算していますか。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

選挙があります年の予算ベースではございますけれども、市議選につきましては、40人の立候補者を想定した場合の試算ではございます。ビラが10万4千円、ポスターが5万8千3280円で、合計6万8千7280円の増が、予算ベースでは見込まれます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この際ですから、市議会議員選挙を行う場合にかかる経費、総額はどれぐらいか、分かりますか。

○議長（江口 徹）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

概算ではございますが、令和5年度の市議会議員選挙の大体の合計経費を見ますと、約8千万円ほどかかるということになっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第11号 専決処分の承認（飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。

「議案第12号 専決処分の承認（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

「議案第12号 専決処分の承認」につきまして、補足説明をいたします。「専決第16号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

議案書の14ページをお願いいたします。本案につきましては、介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査を行う附属機関を新たに設置するための条例改正について、令和7年12月19日に専決処分したものでございます。この改正した条例につきましては、公布の日、令和7年12月24日から施行しております。

15ページをお願いいたします。改正後の附属機関の名称を下線部にございますように、「飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会」としております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

効率的な質疑、答弁を求めるために、資料要求をしたいと思います。この件について、この間の経過と、これからのスケジュールの分かる資料を提出してもらいたいと思います。取り計らいをお願いします。

○議長（江口 徹）

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上議員から要求がありました資料は、提出することができますか。介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

資料がございますので、提出させていただきます。

○議長（江口 徹）

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、提出することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料はサイドボックスに準備してありますので、ご確認ください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

資料の説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

まず、認知症対応型共同生活介護事業所、グループホームの整備につきまして、経過を説明させていただきます。資料①の「高齢社会対策推進協議会提出分抜粋」資料を御覧ください。

第9期の介護保険事業計画におきまして、令和8年度に1事業所、2ユニット18人の認知症対応型共同生活介護事業所を、飯塚地区に優先して整備することとし、令和7年4月15日より整備事業者を公募していたところでございます。整備事業者の公募を行う中で、複数の事業者から参加表明がなされましたが、事前協議申請書の提出期限である令和7年8月29日までに全ての参加申込者から「飯塚地区では2ユニットでの事業の土地確保が困難である。」などの理由により辞退届が提出されました。そのために整備事業者の公募方法の再検討を行った結果、整備完了年度を令和8年度から令和9年度に変更、事業所数を1事業所（2ユニット18人）から、2事業所（1ユニット9人）に変更、予定生活圏域を飯塚地区から飯塚地区を中心とした地区、具体的には、飯塚、飯塚東、菰田、鯉田、幸袋及び二瀬を含めた地区として変更しております。飯塚地区に整備することを優先しつつ、このような取扱いに変更し、プロポーザル方式で整備事業者を公募してまいります。これらにつきましては、高齢社会対策推進協議会で協議し、承認を頂いております。

次に、スケジュールにつきましては、資料②を御覧ください。

外部委員の就任依頼を行い、3名を委員として委嘱させていただいております。1回目の選定委員会を令和8年1月に開催いたしました。今後は、4月に公募を開始し、8月、9月で2回目、3回目の選定委員会を実施予定とし、整備事業者の決定を行ってまいります。整備事業者が決定すれば、整備着工に向けての事務調整、令和9年5月頃を目途に工事を着工、令和10年1月頃に工事を竣工、事業所の開設を3月頃と考えております。

以上が、別紙にもあります認知症対応型共同生活介護事業所の整備に向けてのスケジュール概要等となります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

選定委員会の概要をお尋ねします。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

所掌事務といたしまして、飯塚市介護保険施設等整備事業者選定要領及び基準に関する事。整備事業者選定に係る応募事業者の審査及び選定に関する事。前2号に掲げるもののほか必要な事項に関する事となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういうメンバーで構成しますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

外部委員として建築、福祉、財務に専門的知識を有する方のほかに、庁内で5名の委員を選任しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全体で何人ですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

8名でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

建築、その他の専門のある方は何人ですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

専門委員として外部の方が3名になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

庁内と聞こえたのは、市役所のことですか。5人、誰ですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

福祉部長、介護保険課長、高齢者支援課長、まちづくり推進課長、建築課長となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはクリアしているんですか、所管課が半数以上あったらいけませんというのは。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

マニュアルはクリアしております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚地区とあります。この飯塚地区というのは、公民館でいえば飯塚・片島地区のことですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

対象地区でいいましたら、立岩、新立岩、新飯塚、川島、片島、徳前、西徳前、東徳前、吉原町、芳雄町、飯塚本町、西町、宮町が飯塚地区としております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほどの説明資料で、飯塚地区を中心とした地区というふうに括弧の中が広がったということだろうと思うんですけど、選考に当たって、先ほど聞いているニュアンスとしては、6地区あるんだけど、それでも、6地区平等ではなくて、飯塚地区をできればというニュアンスがあったように聞こえたんですけど、そういうことですか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

9期の介護保険事業計画では、もともとが飯塚地区というところがございましたので、ここは変えずに、あくまでも飯塚地区を優先するというので、あとは評点の中で対応をさせていただこうと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その評点というか、点数のことでしょう。そこを聞いたかったんですよ。ですから、例えば飯塚地区に設定・計画するのであれば、点数は、ほかの地区よりも有利ということになるのか。ということが気になったものですから。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

まだ、公募の前で、今から公募になりますので、評点の詳しいところは申し述べることはできませんが、飯塚地区に高得点になるようにということで考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

気持ちは分かりますけど、今回このように変更した意義を弱めることにもなりかねないというふうにも思うわけですよ。なかなか判断が難しいと思うけど。総合評価の中で考えていくということで、飯塚地区に計画すれば何点、飯塚東だったら低いよということでよいのかどうか、よく検討してもらいたいというふうには思います。終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

この高齢者保健福祉計画第9期の方で、実際に今ご説明の中でもありましたけど、募集をかけたけど参加者がいなかったということでご説明がありましたけど、そもそも何者ぐらいが応募されていたのでしょうか。今度、変更されるということなので、関連がありますので、教えてください。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

複数としか申し上げられませんので、すみません、何者ということは申し述べられません。申し訳ありません。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

何者というのは申し上げられないということなんですけど、一応、公募される前には何者からお話があっっていて、実際に公募をかけた場合について応募がなかったということで、当然、聞き取りをされていると思うんですけど、公募に参加されなかった理由について、どのような形で把握されていますか。

○議長（江口 徹）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

実際に参加表明というところで、複数者からお話ございまして、協議申請書の中で、その提出がもうできないというところの事態でございました。お話は直接させていただいて、やはり飯塚地区で2ユニットが難しいというところでもございました。複数業者、いずれの業者からもでございます。

○議長（江口 徹）

18番 吉田健一議員。

○18番（吉田健一）

そうですね。2ユニット、9名の2つの18名というところですけど、やはり面積も必要だし、空き地に対してもその用地というのが、地区限定をすればなかなか難しかったと思います。それとともに、また開発するとか、例えば、農地である場合につきましては、転用手续とか、青地の地域だったら、それをまた農用地除外申請とかありますので、期間的、スケジュール的にもやっぱり問題があったのではないかなと思います。今回、福祉計画と別に、地区を広げた中、また、2業者、1ユニット、1ユニット、2業者の選定とするところで、幾分か緩和されてきて募集者も増えると思いますので、また進めてやってください。以上でございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第12号 専決処分の承認（飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、承認されました。
暫時休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

「議案第13号 専決処分の承認（飯塚市手数料条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

「議案第13号 専決処分の承認（飯塚市手数料条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

本案は、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を用いて交付される証明書の交付手数料を、一定期間減額し、市民サービスの利便性向上及びコンビニ交付サービスの利用促進を図るものでございます。具体的には令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間を実施期間としまして、現在の手数料から100円を減額するものです。

議案書18ページをお願いいたします。附則5におきまして、コンビニ交付サービスを利用して取得する住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書について、窓口交付における手数料から、100円減額した金額に改正するものでございます。この改正により、市民の皆様がお近くのコンビニエンスストアでより安価に夜間や休日であっても、各種証明書を取得できるようになり、市民の利便性向上につながるものと考えております。また、コンビニ交付サービスの利用が促進されることで、市役所窓口の混雑緩和や事務の効率化にも寄与するものと想定しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第13号」の補足説明を終わります。

○議長（江口 徹）

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

対象となるコンビニは、市内に何か所あるという把握ですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

市内で比較的店舗数の多いセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの4つのコンビニエンスストアでお答えいたします。昨年12月現在でセブンイレブンが32店舗、ローソンが11店舗、ファミリーマートが8店舗、ミニストップが9店舗となっており、合計で60店舗となっております。

60店舗を地域別で分類した場合に、飯塚地域が36店舗、穂波地域が13店舗、筑穂地域が3店舗、庄内地域が5店舗、潁田地域が3店舗となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、コンビニ側のメリットというのは、どういうことになりますか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニで証明書を発行する際には、現在では例えば住民票の写しを例にとりますと300円の発行手数料がかかります。この300円のうち117円がコンビニの手数料として支払われるようになります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、3か年特例期間ということなんですけど、3か年終了後においても、この117円というのは、コンビニがもらえるお金なんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

この制度、100円減額にかかわらず、コンビニにはその後も117円の手数料がかかってまいります。

すみません。今、議員が3か年とおっしゃっていましたが、今回は2か年を想定しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和10年の3月までだから、勘違いしました。2か年ですね。

それで、このシステムはどこが取り組むんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニ交付サービスにつきましては、地方公共団体情報システム機構、略称で「J-LIS」と言いますが、こちらを通じて運営が行われております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地方公共団体情報システム機構「J-LIS」、どういうところか説明をお願いします。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

J-LISにつきましては、国と地方公共団体が共同で管理する法人で、所在地は東京都千代田区一番町25番地でございます。主な事業といたしましては、住民基本台帳ネットワークの運営やL-GWAN総合行政ネットワークの運営、マイナンバーカードの発行管理、公的個人認証サービス、コンビニ交付サービスなどを実施しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

株式会社でもなさそうなんですけど、どういう法人なんですか、これは。どういうものですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

J-LISにつきましては、平成26年4月1日に設立された地方公共団体が共同して運営する組織でありまして、システム機構というふうになっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは利益を追求する団体ではないでしょうね。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

この団体は公的な団体としてなっております、各自治体から負担金及びコンビニ交付に係る負担金等で運営を行っておりますけど、年間の事業費は歳入歳出どちらともほぼ同額で、昨年度であれば10億円の赤字という団体になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

10億円の赤字。全国の地方自治体1741団体ぐらいあるか、みんなここに加入というか、加盟というか、入っているわけですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

詳細は調べておりませんが、地方自治体はLGWANに加入をしておりますことから、全ての団体が加入していると考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このシステムを使うに当たってJ-LIS、地方公共団体情報システム機構に納付しなければならないお金はどんなふうでしょう。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

J-LISに年額18万円の負担金、これは年会費みたいなものですが、これに加えましてコンビニ交付サービスを行っている団体としては、運営負担金として272万8千円を納めております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

18万円は年額で、272万8千円は何と言われましたかね、これも年額ですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

この分がコンビニ交付サービスを行うことで発生する負担金になっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

利用する、しないにかかわらず、とにかく最初の加入が年額18万円、コンビニ交付を使おうとすれば272万8千円が乗ってきますよということですね。

住民票ほかということなんだけど、利用状況はどういう状況になっているでしょうか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニ交付の利用状況ですけど、令和6年度の発行実績で申し上げますと、住民票の写しが1万5319件、印鑑登録証明書が1万1248件、所得証明書が1686件、所得課税証明書が553件、非課税証明書が243件、戸籍謄抄本が2612件、戸籍の附票の写しが254件となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それはコンビニ交付利用の実績なんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

そのとおりでございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次々に聞いて答えられるかと思うかもしれないけど、それは全体の市役所が発行する、交付する証明等のうち、どれぐらいの比重、割合を占めるか、そういうのは分かりますか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

別に補足資料を提出しておりますので、そちらのほうで説明させていただきたいと思いますが、資料の左側の真ん中ぐらいにグラフのようなものをつけておりますが、市全体で証明書発行総件数が約11万枚ございます。コンビニ交付が一番下のところに書いておりますけど、約3万2千件の約29%を、現在のところ発行している状況でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりやすい資料が出ておりました。ありがとうございました。

それで戸籍は幾らですか。100円減額すると、どうなるんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

ただいまの資料を見ていただいて、右上のほうに対象証明書というのを7種類示しておりますけど、この中の「⑥戸籍謄抄本」が450円となっております。そのほかの6種類については300円となっております、これをそれぞれ100円減額するといった内容でございます。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

改正理由というか、今回措置を取る中心的な理由というのは、どういうことなんですか。

市民の便利に貢献するというのと、市役所の窓口混雑緩和と、これ逆に書いていますね。この2つということですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

資料にも示しておりますけど、コンビニ交付率50%を達成した場合ということで試算をしております、50%になりますと、コンビニ交付が5万4千件となります。現在から約2万3千件増えるわけですけど、この方たちが1人1通ごと取りに来ると考えますと、年間で2万3千人の方が市役所のほうに来なくていいような形になります。市の営業日が大体240日ですので、これで割りますと、1日約100人当たり来庁者が減ることが、まず1つ挙げられます。これが混雑緩和の部分です、そういうところを狙っております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1日100人というのは、本庁と4つの支所でしょう。そうしたら、5で割ったら20人という感じでしょうか。ざくっと言えば、それぐらい。20人減るという感覚ですね。

ところで、これは具体的にコンビニのマルチ複合機で住民票を出そうとする場合は、どういう感じになりますか。「こんにち」はというふうにはコンビニに行って、コピー機の所に行ってというところを、イメージを言っただけですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニにありますマルチコピー機のほうに行ってくださいんですけど、その際、必要となるのがマイナンバーカードと、それとそれに関わる4桁の暗証番号です。こちらが必要になります。コピーのほうにマイナンバーカードを置いていただいて、行政サービスというメニューがありますので、そこから入っていただいて、ご自身の必要な証明書を選択して、お金を払ってもらって、プリンター部分から出てくるという形になります。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

マイナンバーカードをよく使う方は、慣れれば便利がよさそうですね。慣れない場合は、コンビニの店員さんに使い方を習うというようなことができるんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニのほうで対応していただけるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

暗証番号とかも、コンビニの店員さんが聞いて打ち込むわけですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

そこは、実際どうされるか不明ですが、暗証番号だけ押していただくとか、そういう形になるかもしれませんが、多分、そこは来られた方にさせていただくところかなと思います。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その場合、そのコンビニの責任あるところと、何らかの、個人情報に関わるところですよ。サポートをするということと、個人情報に接さないというようなところでの、何か協定とかいうのはないんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

協定はありませんが、コンビニ交付における個人情報保護対策としては、通信回線及び暗号化の閉鎖性のある通信回線を使用しています。先ほど言いましたLGWAN回線を使用していることから、個人情報はその部分では保護されているというふうに認識しております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

マルチコピー機に入力したデータがそのまま残ったりはしないということをおっしゃっているんですかね。外に出たりしませんよ、閉鎖的ですよ、残りませんということなんでしょうけど、それは大事なことだと思いますけど。先ほど私が心配したような例ですよ。そここのところは、まだ心配は残るわけです。コンビニは常勤者がずっと8時間でやっているわけではない場合が多いと思います。そういった点でいえば、なかなか難しい面も生じるかもしれないので、そここのところに何か手だてが要るのかなというふうに思いますけど、そこのお考えはありますか。全国的なことでしょうけど。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニの店員さんのほうの仕事としては、操作方法を教えるまでというふうになっているみたいです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこがつい、みんな暗証番号とか分からなくて、先に進めないんですよ。

ところで、マイナンバーカード、本市の交付率はどれくらいですか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

総務省が毎月出しているマイナンバーカードの保有状況につきましては、令和7年1月1日現在の人口12万4118人に対する保有率となりますけれども、令和7年11月末現在でございますが、9万7013人が保有されておまして、保有率78.2%となっております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回の措置は、このマイナンバーカードの交付率を引き上げたいという狙いもあるわけですね。そういうことですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

マイナンバーカードの普及については、引き続き促進を図っていきたいと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この78.2%をどう評価されているか分かりませんが、この率をもっと上げたいという、様々な努力をしていると思うけど、その一環としてこの事業はあるのかと思うわけですよ。そういうふうには捉えていいですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

今回の提案の目的としましては、市民サービスの利便性向上及び窓口の混雑緩和でございますけど、マイナンバーカードにつきましても、デジタル社会の実現及び行政サービスの利便性向上に向けたものでありまして、本市も普及促進に取り組んでいるところでございます。その1つとして、コンビニ交付があると考えておりますので、マイナンバーカードを持たれない方に対しましても、窓口では手数料は変更とはなりませんけど、従来どおり交付できます。また、コンビニ交付件数の増加によって、先ほども申しましたけど、窓口の混雑緩和につながりますことから、一定の効果を実感していただけるものと考えております。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私が制度をよく理解していなかったような気がしたので、マイナンバーカードを持たなくても、コンビニで交付を受けることができるんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

コンビニ交付ができるのはマイナンバーカードを持たれている方だけです。

○議長（江口 徹）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで、影響額、100円値引きを2年間するでしょう。それによる影響はどれぐらいというふうに見込んでいますか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

先ほど示しました資料のほうにも書いてありますが、50%になった場合として、まず、コンビニ交付分で減収が発生します。100円分の、今までコンビニ交付がそのままとしましたら3万1915件、令和6年度に発行しております。この分も、引き続きコンビニ交付をされたとしますと、100円掛ける資料の右側の①のコンビニ交付分減収というところで319万1500円。それから増加しました分、②としておりますけど、こちらの分が2227万9200円。それと発行手数料、この分は増えました分が、先ほど申しました117円コンビニ手数料かかりますので、この分を合計しまして50%に達した場合は約813万7千円の経費がかかるということになっております。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

1点だけ教えてください。先ほどコンビニ交付が3万1915件ということなんですけど、このマイナンバーカードを利用されて取られていると思いますので、ある程度その属性が分かる状況なのかなというのがありまして、例えば年齢、高齢の方の利用がどのぐらいで、若い方がどのぐらいとかいうのは把握できているのかなと思ひまして、もし分かりましたら教えてください。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

申し訳ありません。それは分かりかねます。

○議長（江口 徹）

15番 永末雄大議員。

○15番（永末雄大）

調査しようと思ったら、できるものなんですか。

○議長（江口 徹）

行政管理課長。

○行政管理課長（鐘ヶ江孝二）

取れないということでございます。

○議長（江口 徹）

ほかに質疑はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

ちょっと議案から外れるんだけど。議案の減額には異論はないわけですよ。運用の仕方、使い方、今、資料の中に対象証明書とありますよね。この中の住民票の写し、約60強のコンビニの中で1万5千人ぐらいが住民票を取られているということだったんですが、この住民票に、マイナンバーの番号が記載できる住民票はコンビニでは取れないんでしょうか。取れるコンビニと取れないコンビニがあるんでしょうか。その点は分かりますか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

コンビニ交付でのマイナンバーカードの記載は、一切、飯塚市としてはしていません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

それを必要とする方がおられるんですが、今後、その改善はできるんですか。マイナンバーの番号が記載できるような住民票は出せるようにできるか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

システム変更を行いましてすることはできます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

可能であればそちらのほうが便利なんだけど、そのシステム変更は本市のほうが負担しなければいけないんでしょうか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

1点目が安全面の対策からしてない部分と、金銭面は負担がかかるというところで、現在のところは行ってないという現状でございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

安全面と金銭面。安全面は何が不安なの。本人が取りに行くんでしょ。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

マイナンバーカードの置き忘れもあるんですけども、取り忘れという安全面の配慮から、現在は行っておりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

今の説明では納得できない。置き忘れと取り忘れと。その番号が漏れるということは、何か意味がありますか。マイナンバーカードの番号が記載された住民票が必要ということ飯塚市が求めるんですよ。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

すみません。マイナンバーカードの住民票が記載されたものの利用目的が限定されていますので、飯塚市としてはコンビニ交付で取るような処置をしていないというところで考えております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

それは分かるんですけど、逆質問になるんだけど、そのマイナンバーカードの番号が記載されている住民票を必要とするのは、本市は何と何を必要とするんですか。なぜ必要なのかも含めて。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

要するという限定がされているという例でいえば、源泉徴収票の中でマイナンバーカードの番号が分からない方、医療保険の加入のときにマイナンバー番号が分からないというときに取っていただくというところで、現在は交付しております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

住民の方が、保育園、保育所にそれを提出するときに住民票を出してくれと。そのときにマイナンバーカードの番号が記載されたものということだったらいいんです。それで、コンビニに行ってお金を出して住民票を取ったのに無駄になったと。本庁で取り直したということなんですけど、どうしても必要なのか、必要であれば、その点を徹底して説明してあげないと、取れるものとしてコンビニに取りに行った方もたくさんおられると思うんですよ。なぜ必要なのかが理解できない。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時48分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

申し訳ございません。一例でいえば、提出書類にマイナンバーカードの番号が必要なために、マイナンバーカードの確認だけのために取られるケースや、提出先からマイナンバーカードの番号が記入されていると提出が断られる場合がありますので、窓口交付ということだけで、今、対応させていただいております。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

確認のため。提出先でマイナンバーカードの番号が分かるやつが欲しいというところと、下手に載っていたら困るといふところがあるという意味ですか。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

飯塚市としては、番号が載っている部分の住民票の提出は求めてはおりません。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

本市の書類関係には不要だと、求めていないということですね。民間の認可保育所とかあるじゃないですか、そちらが求めている場合があるんですね。

○議長（江口 徹）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

私個人としてというか、あれですけども——（発言する者あり）先ほど原課には連絡を取り、確認したんですけども、マイナンバーカードの番号だけがあればいいと。住民票に記載する必要はないということは確認いたしております。（発言する者あり）

申し訳ございません。マイナンバーカードの番号だけを記載して、提出していただいているようでございますけども、住民票の提出までは至っておりません。必要としていないということは確認できております。

○議長（江口 徹）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

提出の際に、マイナンバーカードもしくは住民票に個人番号の記載のあるものが提出いただければ結構です。（発言する者あり）すみません。先ほどの答弁を訂正をさせていただきます。個人番号が分かれば結構でございます。

○議長（江口 徹）

23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

普通の住民票を持っています。マイナンバーカードを持っています。それでもいいという

ことね。マイナンバーカードが確認できれば、住民票にマイナンバーカードの番号が印字されているやつが必要であるとは限らないわけね。

(発言する者あり)

○議長(江口 徹)

保育課長。

○保育課長(宮本敏行)

住民票の提出は必要ございません。マイナンバーカードがあれば結構でございます。

○議長(江口 徹)

こども未来部長。

○こども未来部長(林 利恵)

分かりにくくて申し訳ございません。保育課の保育所等の入園の際という話ですので、そこに限定したところでの回答となりますけれども、まず、保育所の入所の書類に住民票は必要ないと。マイナンバーの番号が必要だけで、その番号はマイナンバーカードをお持ちであれば、カードに書いてありますので番号が書ける。ただ、カードをお持ちでない、番号も分からないといった場合のみ、番号の入った住民票を取れば分かりますということをお話ししております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

逆説でいけば、マイナンバーカードがなかったら手続きできないということ。(発言する者あり)

○議長(江口 徹)

こども未来部長。

○こども未来部長(林 利恵)

マイナンバーカードがなくて番号が分からなければ、住民票をそのときに窓口で取っていただければ、そのときは本人確認を当然しますので、本人確認をした上で番号が載った住民票をお渡しするという流れです。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員に申し上げます。本案は手数料条例の一部改正の分でございますので、今、保育の申請の手続の話になっていますので、議題内でお願いいたします。23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

議題から外れますということを行ったのは――、また後で、個人的にお伺いいたしましょう。ありがとうございました。

○議長(江口 徹)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

私は「議案第13号 専決処分の承認(飯塚市手数料条例の一部を改正する条例)」に反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、民間端末機による交付事務の特例を設けるもので、コンビニのマルチコピー機を用いて交付される証明書の交付手数料を100円減額、交付手数料を減額する特例期間は令和8年4月1日から2年間、令和10年3月31日までということで、令和8年4月1日から施行と。マイナンバーカード利用者だけが有利ということになっております。

改正理由については2つ言われております。1つ目に市役所窓口の混雑解消と。これが解消さ

れば窓口で働いている職員の皆さんの負担は軽減されると思います。しかし、その内容については、50%まで交付率が上がった場合でも全市的に100人程度と。5つの市役所で割れば、1日20人程度ということになります。

2つ目に利便性の問題については、年間に何回、住民票だとか戸籍を取るかを考えた場合に、どれだけの利便性が——、取る人にとってはそのときは利便性があると思います。しかし、市民全体からいえば、どうなのかという問題も払拭できません。しかし、私は便利だろうと思いません、マイナンバーを持って使える方は。

しかし、使い方を間違うと、2つの点で心配があります。

1つ目は個人情報が出て様々な危険が生じるという問題。先ほどコンビニの店員さんとのやり取りの関係で、こういうことを考えられないかと言ったときに、そこは穴を塞いでおられないということが大体分かりました。

2つ目は行政行為が公正に行われるかについて疑問があります。1つは、マイナンバーカードを持っていない方が、あるいは使えない方が4分の1おられる状況の下で、それによって公正性が担保されるかという問題。それから、地域性の問題でいえば、飯塚地区は36店コンビニがあり、穂波が13店、筑穂が3店、庄内が5店、穎田が3店という状況の下で、地域性を考慮しても、公正性の担保について疑問が残るということです。

以上で討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第13号 専決処分の承認（飯塚市手数料条例の一部を改正する条例）」について、承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

休憩後、再開に至らず自然閉会

午後 4時00分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	金子	加代
11番	川上	直喜	26番	瀬戸	元
13番	田中	裕二	27番	坂平	末雄
14番	石川	華子	28番	道祖	満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 瀧 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

特産品振興・ふるさと応援課長 瓜 生 敦 之

副 市 長 久 世 賢 治

こども家庭課長 野 見 山 真 理

教 育 長 桑 原 昭 佳

保 育 課 長 宮 本 敏 行

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

介 護 保 険 課 長 許 斐 友 美 子

総 務 部 長 許 斐 博 史

選挙管理委員会事務局長 手 柴 英 司

行政経営部長 福 田 憲 一

企 業 管 理 課 長 手 柴 弘 美

市民協働部長 小 川 敬 一

上 水 道 課 長 大 庭 宗 嗣

市民環境部長 長 尾 恵 美 子

下 水 道 課 長 西 岡 真 結

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企 業 局 次 長 今 仁 康

行政管理課長 鐘ヶ江孝二

市 民 課 長 大 谷 忠 敏

環境整備課長 尾 形 彰 貞